

## 沼田市結婚新生活支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年沼田市規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに物件を購入又は賃借もしくはリフォームする際に用いた費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、購入費については、支払い済みの実費を対象とする。また、賃料については、勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。また、リフォーム費用については婚姻日から起算して1年以内に支払った費用とし、修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 所得証明書をもとに、夫婦の令和5年（令和6年4月から令和6年5月までの間に申請する場合は令和4年とする。）の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。

- (2) 対象となる住宅が沼田市内にあること。
- (3) 交付申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が前号の住宅の住所となっていること。
- (4) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (5) 沼田市の市税等の滞納がないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 新婚世帯に沼田市暴力団排除条例（平成24年沼田市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員等を含まないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に夫婦どちらかが支払った費用に限る。）とし、夫婦双方が29歳以下の世帯には60万円、39歳以下の世帯には30万円を限度とする。また、令和5年度に申請した世帯で受給額が限度額に達しなかった世帯は、令和6年度に限り補助の対象とし、令和6年度の補助上限額は令和5年度限度額から令和5年度給付額を差し引いた額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までの間に支払った費用を補助金の対象とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼田市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 所得証明書
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 物件の工事請負契約書及び領収書の写し（住居費におけるリフォームの場合）
- (6) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）

- (7) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (8) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、沼田市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに沼田市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、沼田市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 交付決定者は、第5条第2項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに沼田市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第6号。「以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付決定者から請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。